

2.2 各府省の評価結果

本項では、2003年度に外務省以外の各府省が行ったODAに関する主な評価結果の概要を説明します。各府省が行っているODA事業は、研修員等受入、専門家派遣、調査研究、国際機関等への拠出に大別され、評価対象のレベルとしては事業（プロジェクト）、施策（プログラム）、政策に、また、評価時期としては事前、事後に分類されます¹⁷⁾。

ここでは、原則として評価法に基づき2003年度に各府省が実施した政策評価（ODA事業を含む政策／施策の評価）を取り上げていますが、その具体的な選定は各府省の判断に委ねました。評価法に基づく評価以外の評価についても、各府省の判断に基づき参考として掲載しています。

2.2.1 警察庁

組織犯罪対策を目的とするセミナーの実施（事後評価）

評価者：警察庁

事業の概要／目的

警察庁では、1988年度以降、アジア諸国の法執行機関実務担当者をわが国に招致し、わが国の組織犯罪対策に関する取締法令、捜査手法、行政的な組織犯罪排除活動の手法、これらの変遷等を紹介することによって、組織犯罪の取締りに関する技術等の移転を促進するとともに、各国の組織犯罪の実態に関する情報交換を行うことによって、国際的な組織犯罪対策の推進に向けた協力関係の強化を図るため、「アジア地域組織犯罪対策セミナー」を実施している。

評価概要

2003年度、同セミナー参加国であるベトナム及び中国両国において、過去のセミナー参加者を含む法執行機関の実務担当者との意見交換を行い、セミナーによる技術移転の有効性を調査した。その結果、同セミナーを通じて、各国の組織犯罪の実態や捜査手法に関する情報を交換できる点、関係当局間の協力関係を構築できる点が高く評価されていることが確認された。また、セミナーで学習した内容を実際の犯罪捜査に活用し、偽造紙幣、偽造クレジットカード事犯を検挙したり、組織犯罪対策やマネーロンダリング対策を強化するための法律改正の検討を行うなど、セミナー参加者が、個別の事件処理、あるいは政策立案の場面で、セミナーの成果を活かしていることが確認された。

備考

評価法に基づく政策評価ではないが、参考として掲載したもの。

¹⁷⁾ ODA評価における事前評価とはODAの政策策定段階で行われる評価、中間評価とはODAの実施中に行われる評価、事後評価とはODAが終了してから一定期間後に行われる評価である。ただし、本項では政策評価を主に取り上げていることから、評価法上の定義に従い、政策決定時点を基準として事前・事後に分類することとする。

第2章 評価結果の概要

2.2.2 総務省

二国間・多国間等の枠組みによる情報通信分野の国際的な課題を解決するための協調及び貢献
(事後評価)

評価者：総務省

政策/施策/事業の概要/目的

情報に関する各国間や国際機関等での政策協調を推進することにより、わが国の情報通信行政の国際理解を図るとともに、国際的デジタル・ディバイドを解消し、グローバルな情報通信ネットワーク社会を実現するため、以下のような施策を実施。

二国間の継続的な政策対話、国際機関等の枠組みにおける国際調整

IT政策・制度支援ネットワークの構築

国際的デジタル・ディバイド解消のための国際共同実験の実施

国際電気通信連合（ITU）活動への支援のための国際調整

アジア・ブロードバンド計画の着実な推進

評価概要

わが国が、情報通信分野における国際的な課題の解決に貢献し、グローバルな情報通信ネットワーク社会の実現に貢献するために実施してきたものであり、二国間定期協議・政策対話等の実施状況および国際機関等の枠組みにおける国際調整に係る会議への参加状況および国際プロジェクトの実施状況等から、一定の成果があったと認められる。

課題の一つである国際的デジタル・ディバイドの解消については、開発途上国、特にアジア諸国の情報通信の発展について十分な進展が見られない国もあり、わが国の積極的な貢献が必要であることから、二国間あるいは国際機関等多国間の枠組み等において継続的な対話を実施するとともに、引き続き政策・制度の策定支援、技術協力、人材育成、共同実験などの効果的な施策を実施する必要がある。

また、アジア・ブロードバンド計画の推進等に関し、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム、カンボジアの5か国との間で、大臣会談を踏まえた協力取り決めに合意、さらに、事務レベルでの具体的協力内容についての政策対話を実施したところであり、引き続き具体的な取組を推進することが重要である。

備考

非ODAを含む

2.2.3 法務省

国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進（事後評価）

評価者：法務総合研究所

施策の概要 / 目的

（基本目標）

開発途上国における刑事司法運営が効果的になされるようになる。

（達成目標）

犯罪の防止および犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止および非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善および国際協力推進のための国際研修・セミナー等の実施。

評価概要

アジア・太平洋諸国等の支援対象国からのニーズに応えた国際研修・セミナー等による技術協力を実施し、これら諸国の刑事司法に携わる者の知識や経験等の涵養に貢献した。

備考

より詳細な情報は、法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HYOUKA/hyouka01.html>）を参照。

2.2.4 財務省

開発途上国等における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進（事後評価）

評価者：財務省

政策の概要 / 目的

開発途上国等における安定的な経済社会発展に協力し、先進国の一員としてわが国の国力にふさわしい国際的責務を果たす。具体的には、ODAの効率化、国際開発金融機関を通じた開発途上国等への支援、国際協力銀行を通じた開発途上国等への支援、知的支援に取り組んでいく。

評価概要

（1）効果的な援助への取組

平和構築を始めとする新たな開発課題への対応等から、約10年ぶりにODA大綱が改定され、それを踏まえて円借款の供与条件の見直しが行われた。また、援助関係者間の連携・調整強化の観点から、関係府省間では定期的に資金協力連絡会議等を開催するとともに、国際開発金融機関とも政策対話を実施した。さらに、戦略的な援助の観点から、国別援助計画について着実に策定・改定作業が進められる一方で、そのような援助方針を踏まえて実施される円借款について個別案件毎に事前・事後評価が実施された。

第2章 評価結果の概要

(2) 貧困削減への取組

国際社会において成果重視の運営の流れが強くなっている中、わが国としては、社会セクターの目標を達成するためには、社会セクターに直接裨益する支援だけでなく、インフラ整備や経済成長の実現も重要である旨主張しており、そのような主張に対する国際的理解が着実に深まりつつある。また、わが国は、円借款や国際開発金融機関への出資金・拠出金を活用したプロジェクトの推進や、政策アドバイス、能力構築支援などを通じて多面的な取組を実施した。

(3) 債務問題への取組

わが国は、途上国に対し一時的な流動性支援を行うためにパリクラブ・リスケ（債務繰延べ）を行うとともに、従来以上に債務持続可能性に焦点をあてた「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ（エビアン・アプローチ）」の速やかな合意に貢献した。さらに、重債務貧困国（HIPC）に対しては、拡充HIPCイニシアティブに基づく債務救済を通じて、貧困削減への取組を支援した。

(4) 復興支援

近年において、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し平和を構築し、国際社会の安定と発展に資するため、わが国は、イラク及びアフガニスタンに対して二国間及び多国間支援を継ぎ目なく機動的に行った。

(5) 環境問題への取組

わが国は、国際協力銀行の新環境ガイドラインが完全に施行され、異議申立て手続きの開始とあわせて、これらが適切にかつ円滑に運用されるよう尽力した。また、OECDの輸出信用会合にて環境社会配慮のためのルールである「環境コモンアプローチ」の見直し作業が行われ、わが国は、この議論に積極的に参加した。さらに、地球環境ファシリティを通じて途上国における地球環境保全・改善を支援した。

(6) 市民参加促進への取組、開発における女性支援

財務省・NGO定期協議会の開催、国際開発金融機関に対する出資金・拠出金の活用によるNGOの能力構築支援などを行った。また、国際開発金融機関の出資金・拠出金を活用し女性の地位向上に焦点を当てた支援を行うとともに、国際開発金融機関の男女の均等な開発への参加及び開発からの受益の確保に向けた取組を積極的に支持した。

(7) 開発援助に係る広報

開発援助に対する国民の理解を高め、また「顔の見える援助」を推進するため、広報誌及びインターネットホームページを活用するなど、被援助国で実施されているプロジェクトの現状などが国民一般に公開される一方、国外については在外公館を通じた海外マスメディアへの働きかけなどによる広

報活動が行われた。

(8) 国際開発金融機関の業務の改善

2001年7月に開催されたジェノヴァ・サミットにおいて、「国際金融システムの強化と国際開発金融機関」と題する報告書がG7財務大臣から首脳に提出されたが、その中で国際開発金融機関の業務運営改善に向けた様々な提言がなされている。これら提言の取りまとめに積極的に貢献するとともに、各機関が提言を実現するよう促した。

(9) 国際開発金融機関の増資交渉、財源補充交渉

2003年度には、アジア開発基金（ADF）、アフリカ開発基金（AfDF）及び国際開発協会（IDA）についての新たな増資交渉または財源補充交渉が開始された。

(10) 国際協力銀行の業務見直し

業務運営評価制度に基づく評価等の取組を通じて業務の不断の見直しに努めている。また、「特殊法人等整理・合理化計画」（2001年度12月19日閣議決定）により、特殊法人の事業規模の縮減が求められていることを受け、2004年度予算編成でも引き続き徹底的な事業の見直しを行った。

政策目標：達成に向けて相当の進展があった。 開発途上国等における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力について相当の進展があり、事務運営のプロセスも適切であったと評価した。

備考

- ・上記は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、2004年度に実施した2003年度実績評価。
- ・より詳細な情報は財務省のホームページ（<http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.htm>）を参照。

2.2.5 文部科学省

(1) 日本人の心の見える国際教育協力の推進（事前評価）

評価者：文部科学省

事業の概要 / 目的

開発途上国の貧困削減を進めるための最重要分野の一つである教育分野に対して、国際教育協力懇談会（文部科学大臣の私的懇談会）における議論を踏まえつつ、わが国の経験と人材を生かした効果的な国際教育協力を実現させるとともに、わが国の「内なる国際化」を推進する。

第2章 評価結果の概要

評価概要

(イ) 拠点システムの整備

国際教育協力懇談会最終報告およびカナナスキス・サミットで小泉総理が発表したBEGINにも示された、わが国の教育経験の活用と現職教員の派遣を促進していくための国内実施体制として、拠点システムを構築した。

具体的には、協力経験が豊富でわが国の主力となる教育分野（理数科教育・教員研修制度・教育行政・学校運営）におけるこれまでの協力経験を蓄積・分析し、協力に共通して活用できる協力モデル（活動内容や教材等）の整備を図っている。

また、わが国としての協力経験の浅い分野（学校保健、環境教育等）に関して、分野別のグループ形成を促進し、わが国の教育経験の整理を行うとともに、開発途上国との対話のプロセスを通して情報提供の拡大を図っている。

（2003年度の拠点システムへの参加団体数：42団体）

(ロ) 国際協力事業への現職教員の参加体制の整備・強化

都道府県教育委員会との定期的な意見交換や青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」の意義・趣旨等を周知するパンフレットの作成・配布を通して、協力参加人数の底上げに努めた。

（2003年度の青年海外協力隊「現職教育特別参加制度」への参加人数：56名）

(ハ) ユネスコへの協力

これまで、アジア太平洋地域を対象とした識字事業等に対し、信託基金への拠出、専門家の派遣を通じた協力をを行っている。1990年から2000年までに、アジア地域の非識字率は、約6.0%（15百万人）の改善が見られた（全世界では、約4.4%の改善）。これは、文部科学省による協力が寄与しているものと考えられる。

また、アジア太平洋地域の途上国における教育の質の改善を図るため、「アジア太平洋地域教育計画（APEID）」巡回講師団派遣事業（1974年～）およびIT教育信託基金事業（2001年～）を実施してきた。APEID巡回講師団派遣については、毎年3か国、約10～20名に対し研修を実施。IT教育信託基金事業では、調査した各国別のデータや新たに開発した教材等を利用し、アジア太平洋諸国における教員研修等を実施。

備考

非ODAを含む

(2) 10万人の留学生の受け入れ（事後評価）

評価者：文部科学省

事業の概要 / 目的

1983年8月に策定された「留学生受入れ10万人計画」に基づき、21世紀初頭における10万人の留学生受入れを目指し、留学生の渡日前から帰国後までの各種施策を総合的に推進してきた。

評価概要

留学生受入れ推進施策を推進することにより、わが国における留学生数は109,508人（2003年5月1日現在、対前年度伸び率約15%）となり、当初想定した目標の10万人の留学生を受入れることができたことから、想定どおりに達成と判断。

備考

非ODAを含む

(3) 大学等による国際協力活動の促進および国際協力に携わる人材の育成・確保（事後評価）

評価者：文部科学省

事業の概要 / 目的

大学が有する「知」を活用した国際開発協力を効果的・効率的に進めるために、国際教育協力懇談会（文部科学大臣の私的懇談会）における議論を踏まえつつ、大学が組織として国際開発協力活動を行うための基盤を整備する。また、国際開発協力を携わる人材の育成・確保を図る。

評価概要

2001年度～2003年度にかけ、国際開発協力のための大学データベースを整備し、国立・公立・私立大学についての登録作業を行った。（登録大学は240大学、登録教員は3,250人で、4年制大学の約3分の1が大学データベースに登録）

2002年7月に提出された国際教育協力懇談会・最終報告を受け、大学における国際開発協力活動を支援する「国際開発協力サポート・センター」を2003年7月に開所。ネットワークの構築のため、2003年度は、国内外大学関係機関・援助関係機関等25団体と関係の構築、および連携の強化を図った。

また、大学の国際協力活動に対する支援を通じて、開発研究科からの国際機関等へのインターン数、援助関係機関への就職者数等が拡大するよう、実践的な人材の育成・排出に努めている。

備考

- ・非ODAを含む
- ・より詳細な情報は、文部科学省のホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/main5_a11.htm）を参照。

第2章 評価結果の概要

2.2.6 厚生労働省

(1) 国際労働機関が行う技術協力に対し積極的に協力すること（事後評価）

評価者：厚生労働省

施策の概要 / 目的

- (イ) 施策1.開発途上国における雇用開発、女性の就業・雇用機会の拡大に貢献すること。
- (a) 中国において創業訓練、マイクロファイナンス等により小規模の創業希望者を支援し、雇用を開発するプロジェクト
 - (b) カンボジア・ベトナムにおいて女性をターゲットとする職業訓練、意識啓発等を通じた女性の雇用・就業拡充を支援するプロジェクト
- (ロ) 施策2.開発途上国の労働基準の向上のためのセミナー等を通じて、健全な労働環境の整備に貢献すること。
- ILOへの任意拠出を通じて、アジア・太平洋地域を対象として、以下のセミナー、調査研究および研修事業を行う。
- (a) 「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（中核的労働基準：i.結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、ii.あらゆる形態の強制労働の禁止、iii.児童労働の実効的な廃止、iv.雇用及び職業における差別の排除）」の普及啓発を目的とした政労使三者構成地域セミナー
 - (b) 途上国の労働・雇用政策行政官を対象に、日本を含むアジア2～3か国の労働・雇用政策の制度に関する研修を行うことを目的とした労働政策フェローシップ・プロジェクト
- (ハ) 施策3.アジア太平洋地域技能開発計画（APSDEP）¹⁸⁾への協力を通じて、アジア太平洋地域の職業能力開発の向上に貢献すること。
- 任意拠出金（2003年度15万ドル）を拠出し、APSDEPの事業活動等を支援するとともに、わが国において、わが国の有する経験、専門知識、施設等を活かしたセミナーの開催等の支援事業を実施する。

評価概要

ILOやAPSDEPを通じた本事業は、国際機関の豊富なネットワークと専門知識、ノウハウをいかすとともに、加盟国同士が相互に協力し合う仕組みを採ることにより、二国間協力ではカバーできない国々を含め、アジア太平洋地域の雇用・労働分野における諸問題の解決に、幅広くかつ効率的に貢献している。わが国の協力に対しては、セミナー等開催に際する事前の情報提供や開催日数の増を求める声も見られる。個々の活動の進め方についてはなお改善の余地があるものの、ILOは改善に向けて積極的に

18) アジア太平洋地域技能開発計画（APSDEP）は、国際労働機関（ILO）が協力する地域プログラムであり、アジア太平洋地域における職業能力開発分野の知識、経験、施設等を相互に活用した技術協力を推進し、域内諸国の職業訓練の向上、雇用の拡大、ひいては経済社会開発を促進することを目的として、1918年に設立された。わが国は、APSDEPの事業活動に対し拠出金を拠出するとともに、わが国が有する職業訓練分野における経験、ノウハウ等を活用したセミナー開催等の支援事業を実施している。

取り組んでおり、セミナーの受講者が増加した事業も認められる。また、全体として、各国政府及び労使団体より高い評価を得ている。

このようなことから、国際機関の活動に協力し、国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進するという目標の達成に貢献している。

(2) APEC人材養成分野の活動に対する協力（モニタリング）

評価者：厚生労働省

施策の概要 / 目的

APECの人材養成分野での協力を通じて、アジア太平洋地域の職業能力開発の向上に貢献すること

- (イ) 対象国の現地日系企業の研修施設等を活用し、現地の地域住民に対して基礎的な技能を習得させるための長期の研修事業（APEC人材養成技能研修事業）
- (ロ) APEC域内の人材養成担当者等を対象として、域内の人材養成のあり方について論議する官・民代表者等による国際会議（APEC人材養成国際フォーラム）
- (ハ) 開発途上国における物流管理、生産管理に携わる指導的立場のホワイトカラー労働者に対し、民間企業を活用して必要とされる知識・技能を習得させる研修事業（APECホワイトカラー能力開発研修）
- (ニ) 現地企業の訓練担当者を対象とし、業務のIT化に伴う労働者への職業訓練方法等を内容とする短期研修（APEC-IT研修）

備考

2003年度および2004年度においてモニタリングを実施。2005年度においてモニタリングおよび総合評価を実施。（第7次職業能力開発基本計画が2001年～2005年までと設定されているため）

(3) 福祉医療、労働分野における人材育成のための技術協力の推進（事後評価）

評価者：厚生労働省

施策の概要 / 目的

- (イ) 施策1.開発途上国の行政官の研修を通じて、開発途上国の社会開発に貢献すること。
- (社) 国際厚生事業団を実施主体とし、発展途上国が問題として抱える福祉・医療分野の専門家および政策立案者等の不足による社会福祉や保健医療などの制度の立ち後れ等を踏まえ、日本の過去の経験やノウハウを伝え、人づくりを通じた開発途上国の自立に寄与することを目的と

第2章 評価結果の概要

して、東南アジア諸国等開発途上国の行政官等を招聘して、社会保障、保健医療等に関する研修を行う。

(ロ) 施策2.開発途上国の制度作りの立案・推進のための日本人人材養成研修を通じて、開発途上国の社会開発に貢献すること。

(社) 国際厚生事業団を実施主体とし、発展途上国が問題として抱える福祉・医療分野の専門家および政策立案者等の不足による社会福祉や保健医療などの制度の立ち後れ等を踏まえ、開発途上国の社会保障、保健医療分野における制度づくりや人づくりの支援を行うことができる日本人専門家を養成するための研修事業を海外で行う。

(ハ) 施策3.開発途上国の健全な労使関係の構築に貢献する人材を確保すること。

(a) 開発途上国労働問題労使協力事業

(財) 日本ILO協会を実施主体として、日本国内の労使団体がアジア・太平洋地域開発途上国の労使団体に労働問題に関する過去の経験やノウハウを伝え、当該開発途上国の労働問題解決に役立ててもらふことを目的として、日本国内および海外においてセミナーを実施する事業に対し、国庫補助を行う。

(b) 開発途上国人事・労務管理者育成事業

アジア地域の開発途上国を対象に人事・労務管理能力の向上を図り、各国の経済発展を推進することを目的として、(財)日本経団連国際協力センターが、当該諸国の人事・労務管理を担当し、企業等の組織においてリーダーシップを有する中堅幹部をわが国の企業に受け入れ、研修を行う事業に対し、国庫補助を行う。

(c) ASEAN労使関係プロジェクト支援事業

ASEAN域内で安定的な労使関係を構築し、経済の安定成長を促進することを目的として、ASEAN地域に対しわが国の経験を提供し、新規加盟国の国々(カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム)における労使関係制度の整備を支援する。2002(H14)年度から3か年計画で、ASEAN事務局を通じ、日・ASEAN協力委員会の開催、実地調査の実施、国別及び地域セミナーの開催等の支援事業を行う。

なお、セミナーの開催は、(財)日本ILO協会に委託して行う。

(ニ) 施策4.開発途上国において職業訓練指導を担う者を養成すること。

開発途上国における工業化の進展等に伴う技能者不足に対処するため、開発途上国における職業訓練体制の整備充実を目的として、わが国で職業訓練指導員を養成する唯一の専門的施設として設置運営されている職業能力開発総合大学校の長期課程(4年間)および研究課程(2年間)において留学生を受け入れ、職業訓練指導員として必要な専門科目、指導技法、訓練開発施設の運営管理ノウハウに至るまで幅広い分野にわたる技術、知識を付与する「外国人留学生受入

事業」を実施する。

(ホ) 施策5.開発途上国の労働者等の受入を通して、開発途上国への技能移転を推進すること。

開発途上国から民間企業の在職労働者を研修生として受け入れ、将来これら諸国の民間企業において指導的立場に立つ者を養成する「国際技能開発計画」、開発途上国で将来熟練労働者となる青年をわが国へ受け入れ、高度な産業技術に係る職種を中心として技能を修得する「外国人基礎技能研修生受入事業」、外国人研修生受入れ企業等に対する各種の指導、援助を行う「外国人研修指導、援助事業」、技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図るための「技能実習制度推進事業」を実施する。

評価概要

過去、厚生分野での研修卒業生は全開発途上国で2,900名を超え、東南アジア諸国のみで2,400名を超えている。各国平均で約200名の中央政府職員を育成しており、対象機関がほぼ保健省と社会福祉省に限られていることを考慮すると、各省幹部の相当数が本研修を受けていることとなり、その影響力および貢献は図りしれず、各国政府から多大な感謝と高い評価を得ている。また、日本人専門家養成事業についても、技術移転による開発途上国の専門家の質的量的向上に貢献している。

労働分野においては、アジア・太平洋地域開発途上国における労使関係安定に資するための人材開発・育成に対し、わが国の労使団体及び各国労使団体の自主的な協力を得て支援を行うことは、各対象国に対し、より実践的で細かいニーズに沿った事業を可能とするものであり、各国からの高い評価を得ているところである。また、継続的な支援により、日本企業の海外進出等に不可欠な人的ネットワークの構築および最新情報の取得等のメリットもある。

備考

- ・ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(2001年法律第86号)に基づく政策評価。
- ・より詳細な情報は、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyoku/04jisseki/index.html>) を参照。

2.2.7 農林水産省

(1) 食料・農業・農村に関する国際協力(事後評価)

評価者：農林水産省

政策の概要/目的

世界の栄養不足人口は約8億4千万人(1999-2001)と言われ、その95%が開発途上国に集中している中、1996年の世界食料サミットにおいて、世界の食料安全保障の達成と2015年までの栄養不足人口の

第2章 評価結果の概要

半減等を目指すことが宣言された。さらに、2002年に開催された世界食料サミット5年後会合においても、この目標が再確認され、各国の取組強化が求められている。

また、熱帯林の減少や砂漠化の進行等が地球的規模の環境問題として顕在化している中、開発途上国の荒廃しつつある農地・草地等の回復・保全に積極的に取り組むとともに、持続的で生産性の高い農業を普及、発展させることが重要である。

さらに、ODAとわが国の外交政策や国内政策との整合性を図っていくことも重要であり、このような観点から、国際農業交渉等におけるわが国の主張について開発途上国の理解促進を図ることも重要である。

こうしたことから、飢餓・栄養不足の解決や地球的規模の問題の解決に資するため、開発途上国の実情およびニーズに即し、これらの地域における食料・農業・農村の振興に関する技術協力の推進および食料援助を行い、食料・農業・農村に関する国際協力を積極的に推進する必要がある。

評価概要

食料・農業・農村に関する国際協力は、世界の食糧需給の安定や地球環境の保全を図るための協力により、わが国の食料安全保障を確保するとともに、国際農業交渉等におけるわが国の主張への理解促進の向上を目的として実施していることから、「相手国ニーズへの適応度」および「わが国の農業政策等への理解度」について、目標値を100%としてアンケート調査を行った。

その結果、「相手国ニーズへの適応度」については、96.0%の割合で適応しているとの回答を得、相手国の協力ニーズを的確に捉えて事業が実施されたとの結果となった。

また、「わが国の農業政策等への理解度」については、90.9%の理解度となり、前年に比べかなりの割合で向上した。

- ・相手国ニーズへの適応度：96.0（達成ランクA）
- ・わが国の農業政策等への理解度：90.9%（達成ランクA）

（達成ランクについては、達成度90%以上をA、50%以上90%未満をB、50%未満をCとする。）

本政策については、達成目標を100%としているため、上記適応度及び理解度の割合がそのまま達成度合となる。）

備考

- ・非ODAを含む
- ・より詳細な情報は、農林水産省のホームページ（<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/15/cont/15jisseyki0401.pdf>）を参照。

(2) 森林の整備（事後評価）

評価者：農林水産省

政策の概要 / 目的

適切な森林整備を通じて、木材の生産のみならず、国土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止、自然環境の保全等の森林の多面的機能の持続的発揮を図る。

評価概要

開発途上国を中心に、依然として森林の減少・劣化が進んでいる中で、持続可能な森林経営の実施が課題となっている。そこで、わが国が行っている途上国における森林の保全・造成等に関する調査および支援事業が相手国の持続可能な森林経営にどの程度寄与したかを把握するため、事業の中間年度および最終年度において、その対象となる相手国政府関係者等にアンケートを実施し、目標値を100%として、本事業が相手国の持続可能な森林経営に対して寄与したか否かを5段階で評価した。

その結果、熱帯林放棄バイオマス再資源化支援事業等を実施した相手国を対象としたアンケート調査によれば、75%となった。その中で、中間評価時点にある一部事業については、他事業と比較して低い評価となったものもあったことから、事業の後半に向けて、更なる技術移転に取り組む必要がある。

なお、事業の特性に応じて、よりの確な評価結果が得られるよう、地域住民をアンケート調査の対象者に加える等新たな試みを行った。

(国際協力関連) 海外における持続可能な森林経営への寄与度：75% (達成ランクB)

備考

- ・非ODAを含む
- ・より詳細な情報は、農林水産省のホームページ (<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/15/cont/15jissemi1103.pdf>) を参照。

(3) 国際的な水産資源の管理と利用 (事後評価)

評価者：農林水産省

政策の概要 / 目的

国民に水産物を安定的に供給するため、わが国の排他的経済水域等の水産資源のみならず、排他的経済水域等以外の水域の水産資源を持続的に管理・利用する政策を推進する。

評価概要

水産資源の持続的な利用のためには、科学的根拠に基づき資源を適切に管理しながら漁獲を行うことが重要である。このような観点から、排他的経済水域の漁業に関する2国間・多国間協定に基づく協議等、国際的な枠組みへの協力、操業に関する外国との協議等を推進することにより、公海及び外国水域における水産資源の適切な保存及び管理を図りつつ、わが国への漁獲割り当て等の確保に努めた結果、

(イ) 資源管理対象魚種については、大西洋まぐろ類保存国際委員会等各国際漁業機関における科学

第2章 評価結果の概要

委員会等での評価を踏まえ、前年と同一魚種の資源管理を行うこととなり、前年と同数の69魚種となった。

(ロ) 漁業協定数については、南アフリカ共和国との政府間協定が失効したが、各種入漁交渉の推進等により、新たにサントメ・プリンシペと民間協定を締結するに至った結果、前年と同数の49協定となった。

(ハ) 条約におけるわが国の漁獲枠も、大西洋まぐろ類保存国際委員会におけるわが国くろまぐろの漁獲枠が増加するなど確保できた。

今後とも、公海及び外国水域における水産資源の適切な保存および管理を図りつつ、わが国漁業の漁場の確保を図るため、国際的な枠組みへの協力、操業に関する外国との協議等を推進する。

- ・国際漁業機関による資源管理対象魚種数の維持・増大：69魚種（達成ランクA）
- ・漁業協定数の維持・増大：49協定（達成ランクA）
- ・条約におけるわが国の漁獲枠：

くろまぐろ（ICCAT）3,427.25トン

みなみまぐろ（CCSBT）6,065トン

（達成ランクについては、達成度90%以上をA、50%以上90%未満をB、50%未満をCとする。本政策については、資源管理対象魚種数及び漁業協定数の増減が達成度合となる。）

備考

- ・非ODAを含む
- ・より詳細な情報は、農林水産省のホームページ（<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/15/cont/15jisseki0402.pdf>）を参照。

2.2.8 経済産業省

(1) 開発調査協力（事前評価）

評価者：経済産業省

施策の概要 / 目的

効率的・効果的な開発計画を策定する経験やノウハウに乏しい開発途上国に対して当該国の政策立案・開発計画策定等のための支援を行い、当該国の経済発展のために効果的な技術協力施策を講じていくための基礎とする。

評価概要

開発途上国が健全な経済発展を実現していくには、産業政策・制度の立案・構築、開発計画の策定を効率的かつ効果的に進めていくことが必要不可欠であるが、開発途上国においてはこのような計画を策定する知見や経験が乏しいのが現状である。このため、わが国がこれまでに培った経験を活かしながら政策提言や技術的提言を通じて開発途上国への支援を行うことは、当該国の経済発展にわが国が貢献する手段として非常に有効である。

また、こうして立案された政策・制度の現場における実効性を確保する観点からは、制度整備にあわせた実行システムの実現・普及可能性を実証し、必要に応じて関連する制度の問題点を明らかにしていくことが重要である。

このような支援は、わが国の国際貢献として政策的に推進していくという観点から国の施策として位置付けられることが必要であり、また、政策立案や制度構築に係る知見が行政機関に蓄積されていることから、行政が主体となって実施する必要がある。

(2) 人材育成協力（事前評価）

評価者：経済産業省

施策の概要 / 目的

アジア諸国を中心とした開発途上国の産業基盤の強化、貿易投資の自由化・経済統合に向けた取り組みに係る人材育成を支援し、開発途上国の経済発展基盤の整備を支援する。

評価概要

経済構造改革、貿易投資の自由化等の各種政策・制度に係る人材や産業部門の人材を育成することは、開発途上国の産業基盤の整備、ひいてはわが国の貿易投資環境の整備につながるため公益性は高く、また、本施策は開発途上国の自助努力のみにより達成することが困難なものについてわが国政府が支援するという政府開発援助の位置付けであることから、行政の関与が必要である。

(3) 開発途上国との共同研究を通じたわが国の技術協力（事前評価）

評価者：経済産業省

施策の概要 / 目的

エネルギー、環境技術を中心とした開発途上国に固有な技術開発課題を解消するとともに、わが国研究機関との共同研究を通じて開発途上国の自立的発展に不可欠な研究開発能力の向上を図る。

評価概要

途上国がエネルギー、環境技術を中心とした固有の技術開発問題を解決し、自立的発展をするため

第2章 評価結果の概要

に必要な研究開発能力は国際水準に比べて依然として低水準であり、研究開発能力の向上は、さらなる独自の研究開発を通じて新たな開発成果につながるものであり、開発途上国の自立的・中長期的発展にとって重要な課題。しかしながら、こういった支援を民間企業が行うには採算性等の観点から多大な困難が伴うものであること、日本の国際貢献の観点から政策的に推進していく必要があること等から、研究協力事業について行政の関与が必要である。

(4) 資金協力案件形成施策（事前）

評価者：経済産業省

施策の概要 / 目的

OECDのタイド援助に対する規制強化に対応しつつ、わが国企業等の技術やノウハウを活用してフィージビリティ・スタディー（F/S）等実施することにより、円借款案件の迅速な発掘・形成の推進を図るとともに、わが国からの提案能力を高め、「顔の見える援助」を推進する。

評価概要

当施策の成果は、特定の企業に留まらず、広く国際貢献に資するものであること、わが国の提案能力の向上を通じて、援助の戦略性、効率性を高めることが可能であること、わが国公益事業の競争促進にも繋がりうるものであること、「顔の見える援助」を促進していること等から、公益性が高く、また、当施策は公共財供給の性格を有するために、行政の関与が必要である。

備考

より詳細な情報は経済産業省のホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html）を参照。

2.2.9 国土交通省

(1) インフラ・プロジェクトの効果分析調査（事後評価）

評価者：国土交通省

事業の概要

開発途上国においては、各国の開発計画、戦略、政策等に基づき、個別案件を具体化させるというプロジェクト形成段階のノウハウ、知見が十分でない場合が多く見られる。このような状況に対して、国土交通省の有するノウハウ、知見を活用したプロジェクト形成の支援を開発途上国政府に対して行い、効率的かつ効果的なインフラ整備に寄与する「プロジェクト形成推進事業」を実施している。

本調査では、プロジェクト形成推進事業により建設計画事前調査を行い、その後、無償資金協力等により整備されたインフラ・プロジェクトについて整備効果の分析を行った。

評価概要

ネパール国カトマンズの交差点改良プロジェクトは、交差点施設の整備にあわせ交通安全指導等を行うプロジェクトである。プロジェクトを実施した結果、交差点付近の交通流の整流化、交通マナーの向上が図られ、交通事故減少、走行時間短縮等の効果が確認できた。

エチオピア国幹線道路整備プロジェクトは、アディスアベバ～ゴハチアン間の道路の改修（拡幅、舗装など）を実施するプロジェクトである。プロジェクトを実施した結果、物流の円滑化などの直接的効果のほか、沿線の農業開発等の間接的効果も確認できた。また、舗装の品質に関する地元の評価も高い。

備考

本件は、評価法に基づく政策評価ではないが、参考情報として掲載したもの。

(2) 国際協力評価事業（事後評価）

評価者：国土交通省

事業の概要

開発途上国における社会経済インフラ整備に関する効果を把握するための手法をケーススタディを行いながら検討するとともに、開発途上国のインフラ整備効果を検証し、今後の国際協力事業の効果的な推進を図る。

評価概要

フィリピンの港湾分野のインフラ・プロジェクトの整備効果を計量的に評価するため、同国における地域間産業連関表を整備、活用することにより、個別事業の整備効果を計測した。また、地域の経済への波及効果、雇用創出など地域住民の生活面に関する効果等を把握するため、現地の交通関連業従事者等を対象にヒアリング調査を実施した。調査結果から、地域経済への波及効果、雇用機会の拡大などの改善効果が確認できた。

備考

本件は、評価法に基づく政策評価ではないが、参考情報として掲載したもの。

第2章 評価結果の概要

2.2.10 環境省

(1) オゾン層保護対策に係る国際協力の推進（事後評価）

評価者：環境省

政策 / 施策 / 事業の概要 / 目的

開発途上国がモントリオール議定書に規定された規制スケジュールの本格的な遵守期間に突入したことに伴い開発途上国支援の重要性が一層高まったことを踏まえ、アジア地域の開発途上国による議定書遵守が円滑に進むよう、各途上国のニーズに合わせた支援を行う。

評価概要

開発途上国によるモントリオール議定書の遵守期間に入ったことから、既にCFC（クロロフルオロカーボン）等の主なオゾン層破壊物質の撤廃に成功した日本の経験を生かした、開発途上国における人材の育成・統計データおよび法律の整備等も含めた開発途上国の施策実施能力の向上を促す支援は、費用対効果という点で極めて有効であり、今後もその重要性は増すと考えられる。

備考

非ODAを含む

(2) 酸性雨問題の防止に向けた国際協力の推進（事後評価）

評価者：環境省

政策 / 施策 / 事業の概要 / 目的

東アジア諸国に対し、酸性雨のモニタリング戦略・計画策定、技術指導、研修活動等の支援事業を実施し、関係諸国・機関との協力の下にネットワーク活動の円滑な推進を側面から支援する。

評価概要

国連開発計画（UNEP）へのEANET事務局機能の移転による実施体制の基盤強化が進んだが、今後は特に、財政的基盤の確立が必要。

EANET参加国のモニタリング技術や能力の一定の向上が図られたが、特に途上国においては、さらなる改善が必要。

備考

非ODAを含む

(3) 生物多様性の確保に係る国際協力の推進（事後評価）

評価者：環境省

政策／施策／事業の概要／目的

自然環境の保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備するとともに、開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。

評価概要

サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、国際的非政府機関への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。

国際協力について、わが国の技術と経験を活かし、アジア地域における自然環境データの整備等について積極的な支援を進める必要がある。

備考

非ODAを含む

(4) 砂漠化対策の推進（事後評価）

評価者：環境省

政策／施策／事業の概要／目的

砂漠化への対処に関し、国際的枠組みの遵守を図るほか、自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、国際的枠組みの発展に向け貢献する。

評価概要

北東アジア地域における砂漠化対策の検討を行い、技術的知見の提供を行うなど砂漠化対処条約の枠組みにおける先進締約国の責務を果たした。砂漠化対策については、砂漠化対処条約の枠組みの下、早期警戒体制等具体的な砂漠化対策の実施に向けての検討を進めていくことが必要である。

備考

非ODAを含む

(5) 開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力（事後評価）

評価者：環境省

政策／施策／事業の概要／目的

国際社会での持続可能な開発のための取組にイニシアティブを発揮することを目指し、開発途上国

第2章 評価結果の概要

における持続可能な開発のための取組に対する支援を行うなど、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりを強化する。

評価概要

北東アジアを始めとする開発途上地域の環境保全への貢献については一定の評価を得ているものの、同地域の環境問題は依然として深刻であり、技術面・資金面について、わが国等先進国への協力要請は強いことから、引き続き、開発途上地域への国際協力を積極的に展開する必要がある。

備考

- ・非ODAを含む
- ・ここでの政策評価は、原則として評価法に基づく政策評価。環境省が行った事務事業を基本単位として政策評価を実施しており、当該評価は、ODA事業の評価を含んでいるが、ODA事業だけを対象としたものとはなっていない。このため、上記は、政策評価結果からODA予算による事務事業に係る部分を中心に抽出し、掲載している。
- ・より詳細な情報は環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h15/index.html>）を参照。